



Title	戦時期大阪への中国人強制連行：調査研究の現状と課題
Author(s)	杉原, 達
Citation	待兼山論叢. 日本学篇. 1995, 29, p. 1-16
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/56516
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

戦時期大阪への中国人強制連行

—調査研究の現状と課題—

杉 原 達

1

中国人強制連行問題に対する戦後大阪での取り組みとしては、一九五五年四月、大阪各界の広範な人士の参加によって四天王寺で開催された「中国人俘虜殉難者慰靈祭」「在阪殉難中国人慰靈祭」⁽¹⁾があげられる。それは、一九五〇～六〇年代に各地でみられた中国人殉難者の遺骨送還運動の一環としての活動であったのだが、その後、この問題が大阪近現代史の中で改めて省みられ、位置づけられることのないまま近年に至ったといわねばならない。だが中国人強制連行問題の最先端に位置してきた秋田県花岡事件の解明は、一九八〇年代末から九〇年代前半にかけて新たな段階の到来を示すほどに進んだ。すなわち花岡受難者聯誼会の結成（北京、八九年一二月）とその拡大、河北大学による大規模な調査の進行、B C 級戦犯裁判資料を含むGHQ文書等の調査分析、日本政府による『外務省報告書』の現存の認知（九四年六月）、そして生存者・遺族による対鹿島建設交渉と東京地裁への提訴（九五年六月）等々の一連の流れがそれである。こうした新しい動向に規定される形で、大阪への連行についても、四〇年近い空白を突破して、生存者の証言や新資料の発掘がようやく緒についたところである。⁽²⁾つまり中国人強制連行の

全体像を明らかにしていくためには、花岡を頂点としつつも、産業別では土木建築だけでなく、また地域的にも全國津々浦々の事業場に即しての多様な調査研究が求められる状況が生まれてきた。今や高齢となった受難者およびその家族の尊厳を復権し、歴史を掘り起こし、謝罪と賠償を求める運動こそが、新たな段階における調査研究の進展を要求しているのである。

本稿は、こうした状況下での大阪への中国人強制連行に関する調査研究の現段階を整理し、今後の諸課題を提起するとともに、若干の問題を取り上げて論ずるものである。

I 調査研究の現段階

まず戦時期大阪への中国人強制連行に関する一次資料の状況を概括しておこう。

中国人強制連行は日本各地の少なくとも一三五の事業場でおこなわれたものであり、その全容を解明するためには、なによりも外務省の手にかかる『華人労務者就労事情調査報告書』（一九四六年、以下『外務省報告書』と略）の全面的かつ批判的な解説が重要である。個別事業場の状況を知るうえでは、全国の各事業場がそれぞれ外務省に提出した『華人労務者就労顛末報告』（以下『事業場報告』と略）および外務省の委託を受けた調査員が各事業場へ出向いて作成した「現地調査報告覚書」（以下「覚書」と略）が実質的な基礎資料となる。というのも『外務省報告書』は、両者をもとにして整理執筆されたものであるからである。⁽³⁾ このうち大阪関係では、藤永田造船所（大阪市住吉区）、日本港運業会大阪安治川華工管理事務所（此花区）、同会大阪川口華工管理事務所（西区）、同会大阪築港華工管理事務所（港区）の四ヶ所について『事業場報告』が作成されており、また「覚書」の方では、

戦時期大阪への中国人強制連行

表 大阪への中国人強制連行

事業場	供出機関	乗船地 乗船名	出航日 乗船者数	船中 死亡	上陸日 上陸者数	大阪 死亡	帰還船 出航日
藤永田造船	華北労工 協会	塘沽	44.8.5		44.8.15		45.11.29
		第二弓張丸	161	1	160	5	45.11.7
港運安治川	華北労工 協会	塘沽	44.10.10	0	44.10.18	12	45.11.7
		千鳥丸	200	0	200		
港運川口	華北労工 協会	塘沽	44.10.10		44.10.18		45.11.7
		千鳥丸	200	0	200	11	45.4.24
港運築港	福昌華工 第1次	大連	44.4		44.	9	
港運築港		?	191	0	191		
港運築港 第2次	華北労工 協会	塘沽	44.10.16		44.10.22		45.11.7
		清津丸	270	1	269	46	

(注) 上陸地はいずれも大阪。『外務省報告書』より作成。

近藤辰郎調査員の執筆した「華人労務者移入ニ関シ調査メモ」の中に「大阪華工管理事務所」に関する調査記録が含まれている。

ここで『外務省報告書』によって、戦争末期における大阪への中国人強制連行を概観しておこう。別表に従えば、大阪の四つの事業場に向か、五つのグループに分かれて、少なくとも一、〇二二名が強制連行され、そのうち八五名が、船中あるいは異郷の地・大阪で死亡したことになる。(なおこれらの被連行者の氏名は概ね判明しているが、港運築港第一次の被連行者全員および同第二次のうちの一五名の名簿は不明である) だが大連や塘沽を出港する前の段階で収容所の中や連行途上で死亡した人々、また帰国した後に強制連行が原因で死去した人々の存在を考えあわせるならば、この数字が大阪への強制連行の全体像を示しているものではないことに留意しなければならない。

次に大阪側の公的な一次資料としては、近刊の『新修

大阪市史⁽⁴⁾で紹介された新居知事の引継文書（一九四六年一月二九日）があげられる。そこには「在阪外國人數」の中の「中国人」のうち「本国人」一、三〇〇名、「台灣人」四、三二九名とは別建てで「華勞（中国人）八三二名ありたるも終戦後七五五名送還　七六名死亡　現在一名」と記されており、大阪府が通常の中国人とは異なる範疇のもとで、被連行者をとらえていたことが示されている。だがここには築港への第一次被連行者は含まれておらず、これらの数字を裏付ける一次資料も明らかではない。大阪府警関係の資料についていえば、上記の近藤「覚書」の中に大阪府警察部作成の「華人労務者検挙調」が添付されており、港運築港に連行された中国人に対して「不穏分子の検挙検査」が行われたことがわかるが、ここには被逮捕者の中の四名分の資料が載せられているにとどまり——『事業場報告書』では、一四名が治安維持法違反容疑で拘留されたとある——、きわめて不十分なものでしかない。⁽⁵⁾

このように一次資料に関しては、なお闇に閉ざされた状態が続いてきたが、九二年調査をふまえて九四年八月、大阪関係のBC級裁判に関する一連の英文資料が、松沢哲成教授によってアメリカ国立公文書館で発見された。このことは大阪への強制連行問題を解明する上で大きな意味をもつものであり、次節で論じることにしたい。⁽⁶⁾

次いで当該問題に関説した文献について一瞥しておこう。まず『大阪港史』では、「山東苦力」「満人労務者」の導入が記載されることとともに、「[昭和]一九年には北支・中支の方面より華人労務者も大量に移入し、機動港湾労務団を編成した。これは各地に配属せず、日本港運業会が労務担当者となり、各港の必要に応じて隨時機動的に移動配置するものであった」⁽⁷⁾（以下引用は原文のママ。「[]」は引用者の補足）とされている。前者は築港への第一次連行をさしていると思われるが、後者については、富山県の伏木港へ連行された中国人の一部が大阪へ一時的

に配置された事実を示すものと推察されるとはいへ、逆に大阪の四事業場から他の事業場へ移動した例は今のところみられず、必ずしも正確な記述とは言えない。港運業界の記録としては、戦時統制下の業界の状況を詳述し中国人強制連行についても断片的ながら取り上げた『日本港湾運送事業史』がある。本書の中では「半島からの労務者の移入も限界に達した情況になつたので、一八年末から満鉄を通じて満州および中国からの労務者の移入については、日本港運業会も、移入事務の推進ならびに人員の適正配置について重要な役割を演じている」との叙述が目をひく。その「役割」の具体的な内実こそが今、問われているのである。なお港湾労働事情・労働運動を述べた論考では、大阪への中国人強制連行の実相については分析が届いていない。

最後に当事者の証言について。中国人強制連行に関する聞き取り調査は、主に河北大学の教員・学生たちによつて、花岡関係者を中心に行なわれたが、事柄の性質上、花岡にとどまらず各事業場へ連行された人々への聞き取りへと、さまざまなネットワークを通じて広がつていった。日本各地への被連行者の証言集である何天義編『日軍槍刺下的中国労工 第四巻 中国労工在日本』（新華出版社、北京、一九九五年）には、大阪築港四名、藤永田造船所一名の証言が掲載されている。こうした中国側の活動と連動しながら、大阪の地でこの問題に関心を寄せる市民たちは、一方で訪中し聞き取り調査を重ねるとともに、他方九四年一〇月には生存者二名を大阪へ招聘し、大阪港の現場等で証言をきく集いを開催してきた。九五年八月段階では、なお活字化されていない資料も含めて、合計一六名の大坂への被連行者の貴重な証言が得られており、その活用が求められている。⁽¹⁰⁾

以上のように調査研究の現段階は、一次資料および先行研究がなお限定された状況にあることを示しているが、今後、個別大阪の事例の検討を、中国人強制連行全体の問題に関わらせる方向で深めていくためには、(1)港湾現場

への中国人強制連行政策の展開と港運業界および個別企業の活動の解明、(2)強制連行の経緯と大阪における労働と生活の実態の解明、(3)統制経済下の大阪における戦時労働力動員の実情と大阪港運業界の動向の解明、(4)戦後における当該問題の処理の解明、といった諸課題が浮かび上がってくるだろう。

以下では、紙幅の関係から、(2)および(4)に關わるBC級裁判資料と、(1)および(3)に關わる港湾への連行の概況にしづつ若干の考察を加えたい。

II BC級戦犯裁判資料の意義と問題点

戦後のBC級戦犯裁判（横浜法廷）では、中国人強制連行の二つの事業場に関して有罪判決が出されている。秋田県の鹿島組花岡出張所と日本港運業会大阪築港華工管理事務所がそれである。前者については一九四八年三月一日、鹿島組関係者四名、地元警察二名に対して有罪判決が出され、後者に関する同年一〇月二十五日、大阪府警警部捕・幸西廣一に懲役八年、築港事務所所長・小泉時一に懲役二年、同厚生科長・武内実に懲役一二年、同警備員・堀江政一に懲役三ヶ月の判決が下された。いずれの場合も企業と警察の現場担当者だけが責任を問われ、官民の上層部に追及の手が伸びることはなかった。さて後者の裁判記録は、逮捕の段階から宣告、そして第八軍司令官の最終承認まで、一応整った体裁を示している。現時点ではその全体像を提示するだけの力量がないが、その中では第一号証の中国人被連行者・陳修身の陳述（四八年八月二三日）がとくに注目される。陳は療養のため、同僚たちの帰国後もなお日本にとどまり、結果的に貴重な証言を残すことになったのであった。以下では、この資料と『報告書』とを突き合わせ、日本の官民が一体となつて《虐殺かくし》をおこなおうとした事実の一端を明らかにして

おきたい。

港運大阪築港の『事業場報告書』には、あわせて四七人分の「死亡診断書類」が残されているが、死亡原因をみると、「病死」「作業中公傷」「戦災による爆創死」という三つのタイプが存在していたことがわかる。このうちで「病死」と認定された人々に関してみてみよう。袁朝信（河北省拓城県出身、三五歳）の死亡診断書は「衝心性脚気 昭和二〇年七月二一日午前八時四〇分 華工宿舎内で死亡」となっている。陳修身の証言をきこう。「一九四五年七月のことです。中国人労工の一人、袁朝信が、空襲の一波が終わった後の点呼に遅れました。武内が、彼の頭や身体や目をこん棒であまりにひどく殴りつけたので、袁は氣絶し、頭や両目から血を流しながら卒倒しました。それからまもなく彼は死んでしまいました。私はこのできごとを一部始終、宿舎の窓から目撃しました。⁽¹⁾」

次に、齋達印（陝西省西安県、三六歳）の死亡診断書をみると、そこには「頭蓋骨後頭部打撲傷兼骨折 作業中公傷 昭和二〇年五月四日午後〇時四〇分 港愛病院内で死亡」と記されている。これに対しても陳修身陳述はいう――「一九四五年五月四日頃、齋達印はある船で仕事をしていて、デッキの便所にいこうとしました。それを見つけた武内は、かれの頭部周辺をこん棒で殴りはじめました。齋は殴打から逃れようとして後ずさりせざるを得ず、船倉へ墜落してしまったのです。齋は頭と肋骨に重傷を負い、宿舎に運ばれて数時間後には息をひきとりました。私はこの事件を目撃してはいませんでしたが、彼が宿舎に運ばれてきたところは見ました。そしてこのことを二人の班長、范其明および〇「判読不能」から聞いたのです。」なおこの事件は、第三号証となつた雷正の宣誓供述書（四八年一一月八日）でも取り上げられている。雷は、同日の武内の船上での暴行を認めた上で、なおかつ「齋達印が、武内による「その場での」暴行というよりもむしろ「當日に至るまでの期間の」病氣中に武内によって労働

を強制された結果として死に至った」ことを強調している。つまり現場での虐待は一時的なものでは決してなく、病んでいた中国人被連行者を無理やり働かせた上で、暴行を加え、使い捨てのことごとに死に至らしめたことが暴露されているのである。「作業中公傷」とはまったくの虚偽であった。

袁朝信は「病死」ではない。齊準印は「作業中公傷」死ではない。しかも彼らにあっては——のみならず死亡した四七人の多くがそうだが——「右証明候也 昭和年月日 港愛病院医師 物部 騒」という準備された用紙に、まったく機械的に書き込まれることによって、その死亡原因が「証明」されているのだ。港湾労働者の生命を守るべき港愛病院は、権力や企業と癒着し、中国人労工の『虐殺かくし』のための下請け機関に堕していたのであった。こうした処遇あるいは事実の隠蔽は、各収容所や労働現場で広くみられたことであろう。そして各事業場は、まさに大阪築港のように、責任追及を意識して中国人に対する虐待を覆い隠す『報告書』を作成していた。それゆえ『事業場報告書』およびそれに依拠した『外務省報告書』を無自覚に受け入れることがあってはならず、徹底した批判的観点をもつて分析しなければならない。そしてそれらを裁判資料や生存者の証言等と突き合わせ、全体の立体的な構造を明らかにしていく必要がある。戦犯裁判において採用された陳修身陳述は、その際大きな意義をもっているといえよう。

だがこの点に関わるより大きな問題として、B C 級戦犯裁判の過程そのものに矛盾が内包されていたことを指摘しておきたい。そのポイントはやはり《虐殺かくし》にあった。実は、四人の日本人に対する起訴段階では、陳修身陳述を含む各書証があげる諸事実が全面的に採用されていたが、裁判の冒頭で、検察側はひとたびは罪状として告発した事実の中から、一一もの項目の取下げ、あるいは部分削除を提起した。驚くべきことは、これらのうち、

武内実関係の七項目、および小泉時一関係の九項目はすべて虐殺に関わる部分の削除であったということである（幸西廣一関係の五項目のうちの一項目も同趣旨）。

華工管理事務所において最も横暴であったとされる厚生科長・武内実の場合にしぼって、この《虐殺かくし》がいかにおこなわれたかを、具体的にみておこう。検察側の提案とは次のような内容であった——①「空襲時に彼らを防空壕へ行かせず、それゆえに何名かの負傷者や死者を出した」という内容を含む起訴事実詳細三の取り下げ、②「それによって彼らのうち約四六人の死亡に寄与した」という語句の削除（詳細一）、③「そして彼〔顏孔仁〕は約一〇日後に死亡した」という語句の削除（詳細二c）、④「〔殴打が〕非常に激しいものであったので、彼〔段美〕は約一〇日後に死亡した」という語句の削除（詳細二d）、⑤「彼（齋進印）は数時間後に死に至った」という語句の削除（詳細二e）、⑥「〔殴打が〕非常に激しいものであったので、彼ら〔安小心、王狗申〕は数日後に死亡した」という語句の削除（詳細二-i）、⑦「そして彼らの中の、王振漢を含む何名かの死亡に寄与した」という語句の削除（詳細二-i）。

しかも軍事委員会での審理の記録は、これら事實認定に関わる決定的に重要な項目の削除が、そしてまた「適當で合理的と考えるような」量刑判決の提案までもが、検察側と被告側のアメリカ人弁護士団および日本人弁護士団との協議の上で進められたことを語っている。この経緯から、陳修身をはじめとする中国人当事者の証言がまったく不當にも無視され、検察側と被告弁護団との合作によって、判決直前に虐殺責任が免罪されて、虐待責任のみによる有罪判決が求められたことが判明するのである。そして裁判所に相当する軍事委員会が出した判決は、見事なまでにこれらの提案に沿つたものであり、かくして責任の追及は終止符を打つた。それにしてもこうした《虐殺か

くし》は、なぜ生じたのであろうか。いまだ推測の域にとどまるが、そもそもこの軍事裁判がG H Qの動向を反映するものであるだけに、占領政策の変容の影響を受けたことが大いに考えられる。一九四八年後半、中国での解放軍の勝利、朝鮮半島での南北分断の固定化という東アジア情勢のもとで、対日占領政策が「民主化」政策から「反共の防波堤」としての再建政策へと転換していくという状況が、時代的背景として存在していた。⁽¹²⁾

さて一二年刑の判決を受けた武内実は、その後保釈をかち得て、再び大阪港湾荷役の労務現場に舞い戻り、中谷運輸の労務担当幹部として、大阪港における港湾労働者の権利獲得運動に真っ向から敵対することになる。⁽¹³⁾ここに、清算されぬ日本帝国主義の連続性の一端が示されている。

III 港湾への中国人強制連行政策の概要

中国人を強制導入した三五業者・一三五事業場のうち、港湾荷役関係は一業者（日本港運業会）・二一事業場であり、移入数三八、九三五人のなかで六、〇九九人（一五・九%）を占めている。土木建築あるいは炭鉱関係にくらべなお全体状況が明確でないので、以下では港湾への中国人強制連行政策の流れを、まずは大づかみに確認しておきたい。

戦時体制においては、通常貿易のみならず軍事上の観点から海運輸送力の高度化が要求されることはいうまでもない。そこで港湾運送業界は、国家総動員法にもとづく勅令「港湾運送業等統制令」（一九四一年九月一日公布）に対応して、いわゆる一港一社制による各港での一元的運営機構をつくりあげていくとともに、四三年一月には中央団体として日本港運業会を設立し、港湾運送業における総動員態勢の確立をはかつていった。この間、四二

年一月一〇日に「戦時港湾荷役力の緊急増強に関する件」が閣議決定され、「港湾労務要因の優先割当を行ふと共に、要すれば華人労務者の移入を考慮すること」という措置が定められた。これに照應するかのように、一月二七日には「華人労務者内地移入に関する件」が閣議決定されるが、同日、企画院は「華北労務者内地移入実施要領」をもつて、荷役業と炭鉱業にそれぞれ第一陣として五〇〇名を投入する計画を示した。同要領では、荷役業の場合、「華北運輸会社に於て訓練せる者を根幹とし編成せしむ」という「供出方法」が提起されている。そして四二年末から四三年初頭にかけて関係業界・関係官庁の代表よりなる華北労働事情視察旅行には、通信省海務院の事務官と日本港運業会の労務担当者さらに日本通運や伏木海陸運送など企業の担当者が参加した。華北運輸は、港湾関係の業務を偽「満州」の福昌華工から引き継いでおり、労働者の調達は巧妙であった。伏木港への導入は年末に内定し、華北運輸は四三年三月末に二二二人（うち一人船内死亡）の中国人を伏木へ向けて「供出」した。中国人強制連行の第一陣は、このようにして官民合同で実現したのである。⁽¹⁴⁾こうした経緯から判断して、土木、鉱山、石炭業界と同じく、港運業界もまた利益団体として中国人の導入を官庁に要請している可能性は強いが、その検討は今後の課題である。

四四年二月二八日の次官会議決定「華人労務者内地移入の促進に関する件」に対応するのが、翌日の「海上輸送力非常動員措置実施方針要領」であった。「決戦段階に即応すべき戦力」の死守確保という状況認識に基づいて策定されたこの方針は、「主要港湾荷役力の非常増強」を叫ぶが、それはいかにして実施可能なのか。実のところ「増強は主として労務配置の増強等人的措置に依り之を行う」以外に手だてはあり得ず、「船舶回転率の向上」「夜間荷役の強化」などとならんで決定的に重要な方策は「所要労務者の絶対的確保」であった。そしてその実態とは

「勤労報国隊の活用」と「華人労務者の緊急移入」に他ならなかつたのである。同要領は「昭和一九年三月及四月を海上輸送力非常動員期間とし」とうたつてゐる。まさにこの四四年三月には広島へ、四月には伏木、大阪築港、門司、神戸の各港湾荷役現場へ中国人労働力の強制運行が展開されたのであつた。^[15]

四四年も後半に入ると、六月には華北へ、七月には上海へ、八月には札幌（東日本造船からの斡旋を受けるため）へ、一〇月には華北へ、一二月には上海へ、というように、ほぼ二ヶ月に一回の割合で、運輸省海運総局の担当者と日本港運業会の労務担当者が中国人労働者の調達のために出張している。まさしく官民一体で強制運行を実現していった構造がうかがえる。かくして四四年度には「北、中支及び満州より内地に至る華工の海上輸送回数実に一九回に及び」「移入計画五、五〇〇名のところ克く五、四五五名を移入し更に函館東日本造船株式会社よりの転換に依り四〇二名を得合計五、八五七名を獲得するを得たり」という形で運行が拡大した。この間、四四年九月には二二六万余円、四五年一月には三八〇万余円の国家補助が、中国人を使役する港湾荷役業者に交付されている。^[16]ではこうした全体的な動向は、大阪ではどのように反映していたのか。戦時体制下での港湾運業の統合の流れに対応して、大阪でも港湾荷役作業会社の統合がはかられた。原則としては、一港一社であつたが、最大港たる大阪だけは、港運、石炭運送、河川運送の三社が設立された。このうち、四二年一二月に大阪港運会社が設立され、石炭以外の港湾荷役の請負と絆回漕の直営を担当した。この大阪港運には、子会社として、石炭以外のすべての船内荷役の下請けを実施担当する大阪船舶荷役会社と、石炭以外のすべての沿岸荷役を引き受けける大阪沿岸荷役統制組合が組織された。石炭に関しては、港湾荷役一切を一貫して請け負う大阪港石炭荷役会社が別に設立されており、また若干系統の異なるものとして大阪港付近の陸地間の水上輸送を請け負う大阪河川運送会社があつた。^[17]

大阪に強制連行された中国人が働いた事業場は、藤永田造船所を別にすれば、いざれも港湾荷役の現場であるが、築港の場合は大阪船舶荷役、川口の場合は大阪沿岸荷役、そして安治川の場合は大阪港石炭荷役となつており、見事に三つの系列の港湾荷役に分散配置されたことがわかる。このうち川口の『事業場報告書』にのみ「事業場内華労配置職場」欄に「共進組、上組、前田組、桑名組、高島組（以上、業務内容は沿岸荷役）、日本倉庫統制会大阪築港現業所、日本倉庫統制会大阪川口現業所（以上、倉庫業）、日本通運株式会社中央市場（鉄道運送業）」と、具体的な会社名が記載されている。築港および安治川の『事業場報告書』には、こうした企業名は記されておらず、実際の使用者は現時点では不明である。日本港運業会という一元的体制の下で、個別企業の顔が見えないようになっているのは、まことに巧妙な連行形態であったというほかない。

こうした港湾現場への中国人強制連行政策の大きな流れをふまえた上で、各港における労務管理の具体的な実相を解明することは今後の課題である。ただ次の点は明らかである。一般に港湾労働の波動性とよばれるように、港湾荷役は、日により月によつて需要に大きな変動があり、常雇いのみならず多くの日雇い労働者が雇用されていた。だが戦争末期、日雇いはもとより常雇いも枯渇していく。勤労報国隊だけでは労働力としては不十分であり、ここに外国人労働者を求める現場企業側の根拠が存在した。中国人強制連行の場合、その特徴は、まとまつた数の労働力を確実に把握できる点、波動性にあわせて意のままの作業現場に投入できる点（船内荷役のみならず沿岸荷役にも、さらには戦況悪化に伴つて港湾以外の一般工場に労働力を斡旋することさえ行われたことは、大阪への被連行者の証言に詳しい）、民族差別に基づく無権利状態での徹底的な搾取が可能であった点、さらに国家からの莫大な補助金を獲得し得た点、にあつた。つまり日本港運業会に加盟する各企業にすれば、いくつものレベルにおいて「魅

力ある」労働力の存在形態であったといわねばならない。

以上、B C級戦犯裁判資料の存在および港湾荷役への強制連行という点をとりあげて、若干の考察をおこなったが、戦後半世紀を刻む現時点での、予備的な段階をこえるものではない。大阪の場合、この他にも、築港管理事務所で展開された組織的な反飢餓・就労拒否の闘争と弾圧、米軍の大坂空襲による惨事、等々の特徴がある。また築港の第一次連行については『事業場報告書』は一切ふれておらず、第二次の被連行者も第一次の存在を知らないという不可思議な問題もある。こうした点に留意しつつ、第一節の末尾に記した諸課題の一層の解明をすすめてゆきたい。

(一九九五年八月三一日)

注

- (1) 田中宏他編『資料 中国人強制連行』明石書店、一九八七年、四四一頁。『大阪社会労働運動史』第三巻、大阪社会運動協会、一九八七年、一二五二～三頁。
- (2) 大阪における取り組みについては「大阪・中国人強制連行をほりおこす会」(九四年七月結成)の活動記録、および櫻井秀一報告「挖掘被埋没的歴史——關於大阪の中国労工問題」日軍侵華暴行学術研討会(中国・石家庄、一九九五年八月一八日)をみよ。
- (3) 『外務省報告書』の全部および調査員一六名中一一名の「覚書」が、田中宏・松沢哲成編『中国人強制連行資料』現代書館、一九九五年、に復刻された。『外務省報告書』の性格については、田中・松沢両氏の解説のほか、N H K 取材班『幻の外務省報告書』N H K出版、一九九四年をみよ。『報告書』批判としては、猪八戒「中国人強制連行が積み残した課題」、戦争犠牲者を心に刻む南京集会編『中国人強制連行』東方出版、一九九五年、所収、が根底的である。

- (4) 『新修大阪市史』第七巻、大阪市、一九九四年、六六三頁。執筆・小山仁示。小山教授のご教示を受けた。
- (5) 一九九四年一〇月生存者二名（うち傳寿亭さんはこの四人のうちの一人であり、四五四年四月から敗戦直後まで大阪府警に拘束されて拷問を受けた当事者である）が五〇年ぶりに大阪へ来られた際に、大阪府企画調整部国際室人権平和室を通じて大阪府に対して、関係資料の開示を要請された。府の誠実な対応が期待される。
- (6) 本稿は、こうした一連の調査を実施・分析した「中国人強制連行を考える会」および「大阪・中国人強制連行をほりおこす会」の諸会員、とりわけ櫻井秀一、堀田昌樹、堀田三紀子、松沢哲成、猪八戒の各氏に資料面はもとより、内容分析においても多くを負つていることを明記したい。
- (7) 『大阪港史』大阪市港湾局、第二巻（一九六一年）六一五頁、第三巻（一九六四年）六八頁以下。
- (8) 日本港運協会編『日本港湾運送事業史』日本港運協会、一九六七年、六六〇頁。
- (9) たとえば喜多村昌次郎「第2次世界大戦下の港湾労働」『港湾労働経済研究』第八号、一九八四年。全日本港湾労働組合編『全港湾運動史』第一巻、労働旬報社、一九七一年。
- (10) このうち、前掲『中国人強制連行』の中には、築港への被連行者一〇人の証言が収録されている。なお日本人側の当時の関係者からの聞き取り調査はまだ果たせていない。
- (11) 以下の裁判資料は、アメリカ国立公文書館所蔵の RG153, Case#349, T 408. み。
- (12) この点について、当時 GHQ の参謀第一部所属の特別調査官であったシンパハービーの証言を参照の上、前掲『幻の外務省報告書』一九一頁以下。
- (13) 平井正治氏（元全港湾大阪港支部副委員長）の証言。
- (14) 前掲『日本港湾運送事業史』、野木崇行「華北労働事情視察報告書」GHQ/SCAP M 1722, Roll 11. 所収。
- (15) 『昭和一九年 公文雜纂 厚生省 卷六五』国立公文書館所蔵。
- (16) 日本港運業会「昭和一九年度華工移入並に管理概況」GHQ/SCAP M 1722, Roll 18. 所収。猪、前掲論文も参照。
- (17) 国立国会図書館調査立法考査局「本邦港湾労働事情」一九五三年。前掲『大阪港史』第二巻。郵政省編『戦時海事行政史』日本海事振興会、一九六三年。

* 本稿は一九九五年度文部省科学研究費補助金（一般研究）による研究成果の一部である。

（文学部助教授）